平成 第三千七百六十三号 一十八年一 月 十 九日

増 刊 (1)

相互作用により、

目 次

令

訓

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

障害者福祉課)

....<u>=</u>

部を改正する規則

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一

(人事委員会事務局給与公平課)

訓 令

福岡県訓令第 号

本 庁

出先機関

洋

平成二十八年一月二十九日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

岡県知事 小 Ш

障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第 法律第六十五号。 るものとする る障害者に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定め 条 この訓令は、 以下 障害を理由とする差別の解消の 「法」という。 第十条第一項の規定に基づき、 推進に関する法律 (平成) 本県職員によ 一十五年

(定義)

1

第二条 この訓令にお いて、 次の各号に掲げる用 語の意義は、 それぞれ当該各号に定め

るところによる。

能の障害 障害者 (以下「障害」と総称する。) がある者であって、 身体障害、 知的障害、 精神障害 (発達障害を含む。 障害及び社会的障壁の その他の心身の

暮らしにくく、生きにくい状態が続いているものをいう。

るような、 社会的障壁 社会における事物、 障害がある者にとって、 制度、 慣行、 日常生活又は社会生活を営む上で障壁とな 観念その他 一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

第三条 侵害してはならない。 障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、 職員は、 その事務又は事業を行うに当たり、 障害者に対 当該障害者の権利利益を 障害を理由として

、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮

第四条 とを必要としている場合においては、 去に可能な限り努めなければならない つ合理的な配慮 職員は、 その事務又は事業を行うに当たり、 (以下「合理的配慮」という。 その社会的障壁の除去の実施についての必要か を誠実に行い、 障害者が社会的障壁を取り除くこ その社会的障壁の

2 備の整備、 県は、 職員が合理的配慮を的確に行うため、 関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない 自ら設置する施設の構造の改善及び設

3 益を侵害してはならない 県及び職員は 前 一項に規定する合理的配慮を怠ることによって、 障害者の権利利

(合理的配慮の留意事項

第五条 職員は、 合理的配慮を行うに当たり、 障害者の意見を聞き、 対話による相互理

2 とする。 解を通じて、 合理的配慮は、 必要かつ合理的な範囲で、 県がその事務又は事業を行うに当たり、 代替措置の選択も含め、 障害者と障害者でない者に 柔軟に対応するもの

3 同等な機会を提供することを目的としており、 容又は機能の本質的な変更には及ばない 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、 具体的場面及び状況に応じて、 客観的かつ総合的に判断するものとする 県が行うその事務又は事業の目 次に掲げる要素を考慮 的 内

定期発行日 每週火金曜日

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、 内容又は機能を損なうか否
- の程度 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性
- 費用又は負担の程度
- 4 においては、 職員は、 前項の規定により、 障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならな 社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合

4

じて、

関係者間で情報共有を図るものとする。

- 5 努めなければならない。 は、 県がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託する場合において 委託の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮を行うことについて盛り込むよう
- 6 られるものではなく、当該事例を踏まえ、 示するものとする。 県は、 柔軟に対応しなければならない 障害種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例を別に定めて例 なお、職員が合理的配慮を行うに当たっては、 障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ 当該事例のみに限

(研修及び啓発

福

修及び啓発を行うものとする。

2

県は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、 必要な研

職以上の職にある者をいう。以下同じ。)となった職員に対しては求められる役割に 前項に規定する研修は、新たに職員となった者に対しては基本的な事項、 (職員のうち、 部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係長又は係長相当 新たに監

いて理解させるため、それぞれ実施する

3 めに必要なマニュアル等を活用することにより、 職員に対し、 障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するた 意識の啓発を図るものとする。

第七条 関係者からの相談に的確に対応するため、 県は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の 福祉労働部障害者福祉課に相談窓口を置く

前項に規定する相談窓口で相談を受ける場合においては、 性別、 年齢、 状態等に配

> 記、手話など障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段 慮するとともに、 対面のほか、 電話、 ファックス、 電子メールに加え、 筆談、 要約筆

つ、法第十七条第一項の規定により県が組織する障害者差別解消支援地域協議会を通 第一項に規定する相談窓口に寄せられた相談は、 相談者のプライバシーに配慮しつ

3

を可能な範囲で用意して対応するものとする。

ばならない 県は、 第一項に規定する相談窓口について、必要に応じ充実を図るよう努めなけれ

(監督者の責務)

第八条 監督者は、 ばならない。 境の整備を図り、 次に掲げる事項を行うことによって、 障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないようにしなけれ 合理的配慮がなされるよう環

- 深めさせること。 消に関し、当該職員の注意を喚起し、 部下の職員に対する日常の執務を通じた指導により、 障害を理由とする差別の解消に関する認識を 障害を理由とする差別の解
- 談又は苦情の申出があった場合においては、迅速に状況を確認すること 障害者及びその家族その他の関係者から合理的配慮がなされないことに対する相
- 配慮を適切に行うよう指導すること。 合理的配慮の必要性が確認された場合においては、 部下の職員に対して、 合理的
- 2 理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮を怠った場合においては、 やかに、これらを是正する措置の実施又は指示指導を行わなければならない。 監督者は、部下の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、 障害者に対し障害を 速
- 3 ては、 監督者は、前 迅速かつ適切に対処しなければならない。 一項のほか、 障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合におい

第九条 当な差別的取扱いを行い、又は、 は、 是正するため当該職員の監督者が行った指示指導に従わず、なお態度を改めないとき 当該職員は懲戒処分に付されることがある 職員が、障害者に対し、 その事務又は事業を行うに当たり障害を理由とする不 合理的配慮を著しく怠った場合であって、これらを

附

則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

ここに公布する。 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、 人事委員会

平成二十八年一月二十九日

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県人事委員会委員長 簑 \mathbb{H}

孝 行

則第十八号)の一部を次のように改正する。 別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

一公益財団法人福岡県動物愛護センター 一公益財団法人福岡県動物愛護センター

- に改める。

」 を

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター」

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附

則